

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年4月26日(2018.4.26)

【公表番号】特表2017-509701(P2017-509701A)

【公表日】平成29年4月6日(2017.4.6)

【年通号数】公開・登録公報2017-014

【出願番号】特願2017-501126(P2017-501126)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/194	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	31/14	(2006.01)
A 6 1 P	31/18	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/02	(2006.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/194
A 6 1 P	1/16
A 6 1 P	3/06
A 6 1 P	3/10
A 6 1 P	31/14
A 6 1 P	31/18
A 6 1 P	3/00
A 6 1 P	11/00
A 6 1 P	37/02
A 6 1 P	7/00

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月16日(2018.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

脂肪性肝炎、アルコール性肝疾患、脂肪肝、肝脂肪症、肝硬変症、肝線維症および急性妊娠脂肪肝からなる群から選択される肝障害を処置するための医薬であって、1,11-ビス-(1-カルボキシ-シクロプロピル)-ウンデカン-6-オールまたはその薬学的に許容される塩を有効成分として含む、医薬。

【請求項2】

前記障害が脂肪性肝炎である、請求項1に記載の医薬。

【請求項3】

前記脂肪性肝炎が非アルコール性脂肪性肝炎である、請求項2に記載の医薬。

【請求項4】

前記脂肪性肝炎が非アルコール性脂肪肝疾患である、請求項2に記載の医薬。

【請求項 5】

前記障害がアルコール性肝疾患である、請求項 1 に記載の医薬。

【請求項 6】

前記障害が脂肪肝である、請求項 1 に記載の医薬。

【請求項 7】

前記障害が肝脂肪症、肝硬変症または肝線維症である、請求項 1 に記載の医薬。

【請求項 8】

前記障害が急性妊娠脂肪肝である、請求項 1 に記載の医薬。

【請求項 9】

前記有効成分が 1,11-ビス-(1-カルボキシ-シクロプロピル)-ウンデカン-6-オールである、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 10】

ヒト成人用である、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の医薬。

【請求項 11】

リポジストロフィー、リソソーム酸リパーゼ欠損症および糖原病からなる群から選択される障害を処置するための医薬であって、1,11-ビス-(1-カルボキシ-シクロプロピル)-ウンデカン-6-オールまたはその薬学的に許容される塩を有効成分として含む、医薬。

【請求項 12】

前記有効成分が 1,11-ビス-(1-カルボキシ-シクロプロピル)-ウンデカン-6-オールである、請求項 11 に記載の医薬。

【請求項 13】

ヒト成人用である、請求項 11 または 12 に記載の医薬。

【請求項 14】

C型肝炎、ヒト免疫不全ウイルス感染症、1-アンチトリプシン欠損症、バッセン・コーンツヴァイク症候群、低リポタンパク血症、セリアック病、ウィルソン病およびウェーバー・クリスチヤン症候群からなる群から選択される障害を処置するための医薬であって、1,11-ビス-(1-カルボキシ-シクロプロピル)-ウンデカン-6-オールまたはその薬学的に許容される塩を有効成分として含む、医薬。

【請求項 15】

前記有効成分が 1,11-ビス-(1-カルボキシ-シクロプロピル)-ウンデカン-6-オールである、請求項 14 に記載の医薬。

【請求項 16】

ヒト成人用である、請求項 14 または 15 に記載の医薬。

【請求項 17】

中毒性肝障害、完全非経口栄養、外科手術による重度の体重減少、環境毒性、栄養失調および飢餓からなる群から選択される病態を処置するための医薬であって、1,11-ビス-(1-カルボキシ-シクロプロピル)-ウンデカン-6-オールまたはその薬学的に許容される塩を有効成分として含む、医薬。

【請求項 18】

前記有効成分が 1,11-ビス-(1-カルボキシ-シクロプロピル)-ウンデカン-6-オールである、請求項 17 に記載の医薬。

【請求項 19】

ヒト成人用である、請求項 17 または 18 に記載の医薬。